

様式第五（第五十五条関係）

※印の欄は、更新の場合に記入すること。

# 解体業 許可の更新 申請書

丁目・番地・番・号については、法人であれば法人登記事項証明書、個人であれば住民票の記載に従い、省略せず正確に記載すること。  
例) 10番52号○ 10-52×

※許可番号	
※許可年月日	

令和 ●年●月●日

広島県知事様

申請者 〒730-8511  
 住所 広島市中区基町10番52号  
 氏名 株式会社 広島自動車  
 代表取締役 広島一郎  
 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
 電話番号 082-228-2111

使用済自動車の再資源化等に関する法律第61条第1項の規定により、必要な書類を添えて解体業の許可(許可の更新)を申請します。

事業所の名称及び所在地

名称	(株)広島自動車本社工場
所在地	(郵便番号) 730-8511 広島市中区基町10番52号 電話番号 082-228-2111

事業の用に供する施設の概要

- 使用済自動車保管場所  
面積；●●●●m<sup>2</sup>  
最大保管量；●●台（普通車換算）
- 解体作業場  
面積；●●●●m<sup>2</sup>  
構造；床面コンクリート打設（●●mm）、屋根有
- 燃料採取場所  
面積；●●●●m<sup>2</sup>  
構造；床面コンクリート打設（●●mm）、屋根有
- 解体自動車保管場所  
面積；●●●●m<sup>2</sup>  
最大保管量；●●台（廃車ガラ換算）
- 部品保管場所  
面積；●●●●m<sup>2</sup>  
構造；床面コンクリート打設（●●mm）、屋根有
- 機械・車両  
ニブラ；1、運搬車両；3（キャリアカー1、平ボディ2）  
油水分離槽  
箇所数；2 容量；●●m<sup>3</sup>

他に解体業又は破碎業の許可（他の都道府県のものを含む。）を有している場合にあつては、その許可番号(申請中の場合にあつては、申請年月日)	都道府県・市名	許可番号(申請中の場合にあつては、申請年月日)
	●●市	●●●●●●●●●●

他に廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処理業の許可（他の都道府県のものを含む。）を有している場合にあつては、その許可番号(申請中の場合にあつては、申請年月日)	都道府県・市名	許可番号(申請中の場合にあつては、申請年月日)
	●●市	●●●●●●●●●● (収集運搬) ●●●●●●●●●● (中間処理)

解体業を行おうとする事業所以外の場所で使用済自動車又は解体自動車の積替え又は保管を行う場合には、当該場所の所在地、面積及び保管量の上限	<ol style="list-style-type: none"> <li>名称 (株)広島自動車●●保管場</li> <li>所在地 広島市南区●●●●●</li> <li>面積 ●●●●m<sup>2</sup></li> <li>保管量の上限 ●●台（普通車換算）</li> </ol>
---	---

**様式第五（２）（第五十五条関係）**

役員 <small>の氏名及び住所（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。法人である場合に記入すること。）</small>		
(ふりがな) 氏 名	役職名	住 所
<b>別紙様式第 26 号のとおり</b>		
令第 5 条に規定する使用人の氏名及び住所（当該使用人がある場合に記入すること。）		
(ふりがな) 氏 名	役職名	住 所
<b>該当なし (空欄又は斜線でも可)</b>		
「政令で定める使用人」とは、申請者の使用人で次に掲げるものの代表者であるものである。 ①本店又は支店（商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所） ②継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、解体業又は破砕業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの		
法定代理人の氏名及び住所（未成年者であり、かつ、その法定代理人が個人である場合に記入すること。）		
(ふりがな) 氏 名	住 所	
<b>該当なし (空欄又は斜線でも可)</b>		
申請者が、営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者である場合は、法定代理人（個人）の氏名及び住所を記入すること。		
法定代理人の名称及び住所並びにその代表者の氏名（未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）		
名 称	<b>該当なし (空欄又は斜線でも可)</b>	
(ふりがな) 代 表 者 の 氏 名	申請者が、営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者である場合は、法定代理人（法人）の名称及び住所並びにその代表者の氏名を記入すること。	
住 所		
(郵便番号)		
電話番号		

様式第五（3）（第五十五条関係）

法定代理人の役員の氏名（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏 名	役職名	住 所
該当なし (空欄又は斜線でも可)		

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるときに記入すること。）

(ふりがな) 氏名又は名称	住 所	保有する株式の数又は 出資の金額
別紙様式第26号のとおり		

標準作業書の記載事項

使用済自動車及び解体自動車の保管の方法	別添「株式会社広島自動車標準作業書」のとおり
廃油及び廃液の回収、事業所からの流出の防止及び保管の方法	別添「株式会社広島自動車標準作業書」のとおり
使用済自動車又は解体自動車の解体の方法（指定回収物品及び鉛蓄電池等の回収の方法を含む。）	別添「株式会社広島自動車標準作業書」のとおり
油水分離装置及びためます等の管理の方法（これらを設置する場合に限る。）	別添「株式会社広島自動車標準作業書」のとおり
使用済自動車又は解体自動車の解体に伴って生じる廃棄物（解体自動車及び指定回収物品を除く。）の処理の方法	別添「株式会社広島自動車標準作業書」のとおり

様式第五（４）（第五十五条関係）

使用済自動車又は解体自動車から分離した部品、材料その他の有用なものの保管方法	別添「株式会社広島自動車標準作業書」のとおり
使用済自動車及び解体自動車の運搬の方法	別添「株式会社広島自動車標準作業書」のとおり
解体業の用に供する施設の保守点検の方法	別添「株式会社広島自動車標準作業書」のとおり
火災予防上の措置	別添「株式会社広島自動車標準作業書」のとおり
△手数料欄	

- 備考
- 1 △の欄は、記入しないこと。
  - 2 ※印の欄は、更新の場合に記入すること。
  - 3 事業所が複数ある場合には、「事業所の名称及び所在地」及び「事業の用に供する施設の概要」の欄を繰り返し設け、事業所ごとに記載すること。
  - 4 「事業の用に供する施設の概要」の欄については、当該施設の構造を明らかにする図面等を添付することでも可能とする。
  - 5 「役員の氏名及び住所」の欄その他の氏名又は名称及び住所の記載を要する各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
  - 6 「標準作業書の記載事項」の欄については、当該標準作業書の全文の写しを添付することでも可能とする。
  - 7 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。